

2025向け
那覇本校公務員講座
生クラス

憲 法

板書⑤

p141 ② 行政手続と憲法31条

31条 = 刑事手続 (= 犯罪について捜査から起訴・裁判まで刑事責任を追及するための手続) においては対象とされている者に対して適正な手続を保障しなければならないということも内容の1つとする

||

具体的には対象とされている人に対して告知・弁解・防衛の機会を与えてあげなければならない



では刑事手続ではなく行政手続においてどうか?

||

行政手続 ex 営業禁止処分
販売禁止処分
使用禁止処分
建築禁止処分 etc において

処分を受けた者に対しても31条の保障が及ぶ告知・弁解・防衛の機会を与えてあげなければならないのか?

テーブルコード

--	--	--

(判例)

行政手続だからといって31条の保障が
及ばないわけではない (= 及ぶ)



しかし 行政手続は多種多様

(税務署・県庁・市役所・各省
庁が行っている手続は全て
行政手続)



よって全ての行政手続に31条の保障
がひ、常に相手方に告知や弁解・防衛
の機会を与えておく必要はない
わけではない



与えるかどうかは様々な事情・要素
を総合衡量して決まる

テープコード

--	--	--

p142 ③ 行政手続と憲法35条

35条 = 刑事手続において捜査機関が強制的に捜索・押収を行うには裁判官が発付令状が必要



では刑事手続ではなく行政手続においてはどうか？

具体的には税務署の職員が行った帳簿等の検査について裁判官が発した令状が必要か？

(判例)

35条の規定は本来刑事責任を追及する刑事手続に適用されるもの



しかしそれ以外の手続が刑事責任の追及を目的とするものではないとの理由のみで当然に同条の保障の枠外にあると判断すべきではない



テープコード

--	--	--

問題となっている刑事手続以外の手続が
実質上刑事責任違反のための資料の取得
収集に直接結びつく作用を一般的に有す
るものであれば 35条の保障が及び裁
判官の発する令状が必要となる



税務署職員が行う質問検査は上記
下線部にはあたらない
よって裁判官の令状は不要

テープコード

--	--	--

P143 ④ 行政手続と憲法38条

38条 = 刑事手続において自己に不利益な
供述を強要されないことを保障

∥

不利益供述強要の禁止

↓

では刑事手続ではなく行政手続にお
いてはどうか
すなわち、刑事手続以外の手続についても
38条の保障が及ぶか

(判例)

行政手続であってもそれが実質上刑事
責任追及のための資料の取得・収集に直
接結びつく作用を一般的に有するものには38
条が適用される

↓

税務署職員が行う質問検査は上記下
線部にはあたらない
よって質問に対して回答しない行為を処
罰しても38条には反しない

テープコード

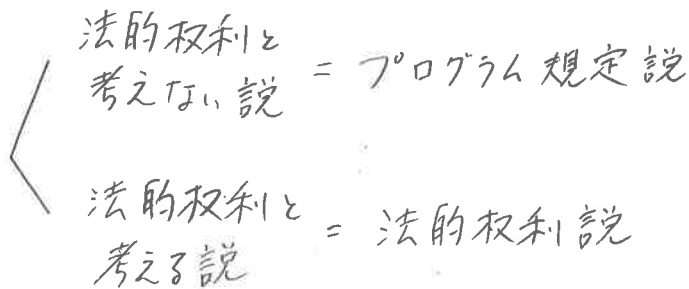
--	--	--

p147 ③ 生存権の法的性質

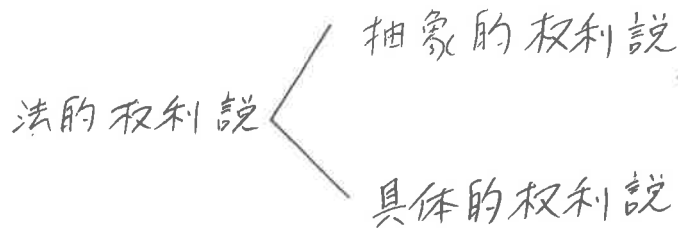
生存権がどういう権利で
何が主張できるかに関する

< 学説の整理 >

→ 生存権を法的権利と考えるかどうかで
2つに分かれる



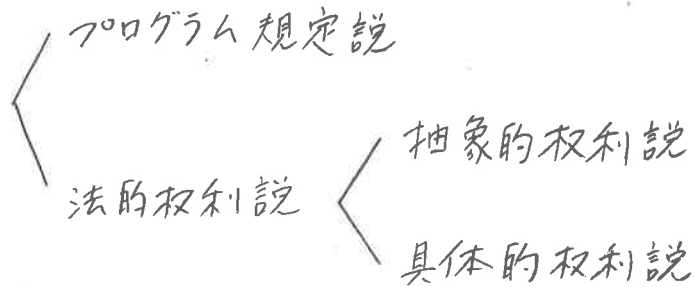
→ 法的権利と考える説は具体的にどのよう
な権利と考えるかでさらに2つに分か
れる



テーブルコード

--	--	--

→ 以上をまとめると



(1) プログラム規定説

25条の生存権は法的権利ではなく、25条は
 国に「生存権実現のため頑張る努力して」と
 政治的・道徳的義務を課したもの

→ 生存権を根拠にした権利主張は
 認められない

(2) 法的権利説

① 抽象的権利説

25条の生存権は、法的権利ではあるが、その主
 張のためには生存権について、それを保障
 ・実現・具体化する法律が必要

そのような法律がないと生存権は主張
 することができない

すなわち

テーブルコード

--	--	--

生存権はその権利主張のため憲法25条を直接の根拠といわず、具体的な法律の制定を待ってはじめて主張できる抽象的権利

→ 生存権の保障、実現、具体化を目的とする法律が作られている場合にそれが本当に生存権の保障として十分かどうかを検討し、不十分なら生存権侵害であるという主張ができることとなる



法律が作られていることが前提となる
現在では生活保護法をはじめとする各種社会福祉立法・社会保障法が多数存在しているが、もしこれらの法律が一切ないとしたら生存権についての主張は何もできず、生存権保障、実現、具体化のために法律を作れという主張もできない



法律が作られてはじめてそれが生存権の保障、実現、具体化として十分かどうかという形で生存権を主張できることとなるのか抽象的権利説

テープコード

--	--	--

25条生存権規定
のみ

法律なし



生存権についての主張は
できない
法律を作れという主張も
できない

vs

25条生存権規定
+

生存権保障
のための法律



この法律が生存権実現の
ため不十分なら「生存権侵
害である」という形で生存権
の主張が認められる

② 具体的権利説

生存権は法的権利でありその主張のためには生存権について定める法律は不要
直接憲法25条を根拠に生存権を主張
できる

すなわち生存権は具体的権利

→ 生存権の保障・実現・具体化のため国
が法律を作ったか、それが不十分
場合、抽象的権利説と同様生存権

テープコード

--	--	--

侵害で違憲であると主張できる



この説はさらに進んで、国に対して生存権を保障・実現・具体化するための法律を作れと主張することかでき、もし国がそのような法律を作らない場合（法律を作らないことを「立法不作為」とい）、憲法に違反するということを裁判所に確認宣言してもらう裁判を起こせる（このような裁判を「立法不作為違憲確認訴訟」という）

テーブルコード

--	--	--

✳️ まとめ

<プログラム規定説>

25条は生存権という権利を保障したものでではなく、25条に基づく生存権主張はなしえない。

<抽象的権利説>

- ① 生存権実現のための法律が制定されている場合、その法律が生存権実現として不十分ならば、生存権を規定している25条に反し違憲であるという主張をなす。
- ② 生存権実現のための法律が制定されていない場合、生存権について権利主張は認められない。

<具体的権利説>

- ① 生存権実現のための法律が制定されている場合、その法律が生存権実現として不十分ならば、生存権を規定している25条に反し違憲であるという主張をなす。

↳ 抽象的権利説①と同じ

- ② 生存権実現のための法律が制定されていない。

テープコード

--	--	--

場合、法律を作れという主張が認められ
もし作らなるとそれは生存権を保障し
ている25条に反し違憲であるという訴訟を
起すことができる

※ 25条を直接の根拠として「金をくれ」とい
う請求 (= 具体的な給付請求) はどの説に
立っても認められない

テーブルコード

--	--	--

148 (1) 朝日訴訟

— 前提知識 —

生活保護

- 生活扶助
- 住宅扶助
- 教育扶助
- 医療扶助
- ⋮
- 全部で80

(問題の所在)

厚生大臣が生活保護基準により朝日さんへの生活保護を廃止、変更



これに対し朝日さんはこのような基準では最低限度の生活が営めないとして基準は違法と主張



この基準は厚生大臣が最低限度の生活を

テーブルコード

--	--	--

維持するに足りると認め7設定



最低限度の生活を営める基準かどうかを
めぐり厚生大臣と朝日土人の意見が対立
そこで
最低限度の生活の認定が問題となった

テーブルコード

--	--	--

P150 (2) 掘木訴訟

(問題の所経)

障害福祉年金と児童扶養手当の2つの受け取り
を禁止する併給禁止という法律の規定は25条
に違反するか問題となった

テープコード

--	--	--

P173 (4) 裁判所の意味

管轄権 = どの裁判所がその裁判を行えるかを決定する基準



管轄権については、民事訴訟法・刑事訴訟法という法律で決められている



那覇地裁が管轄権を有する裁判は那覇地裁が裁判しなければならない

もし他の裁判所が裁判すると管轄権を定めている訴訟法に違反することになる



法律に違反するから違法



では、さらに進んで憲法違反(違憲)となるか?

テープコード

--	--	--

§32 = 「裁判所において裁判を受ける権利を
奪われたい」

↓
この裁判所が「管轄権を有する裁判所」を
意味すると考えると

↓
§32 = 「管轄権を有する裁判所において裁判を受ける
権利を奪われたい」

すなわち

32条は管轄権を有する裁判所において
裁判を受ける権利を保障していることと
なる

↓
よって管轄権を有しない裁判所で裁判が
行われると (= 管轄権違反の裁判という) 32条
に違反 (違憲) となる

↓
しかし、判例はこのようには考えない

テープコード

--	--	--

判例によると32条は管轄権を有する
裁判所による裁判を受けた権利を保
障したものでなくよって管轄違いの裁
判は違憲ではなく違法にととまること
とした

テープコード

--	--	--

